

令和3年 第8回

四日市市教育委員会会議案

関係資料

日時 令和3年5月19日 午前9時30分～

場所 四日市市役所 9階 教育委員会室

## 令和3年 第8回 教育委員会会議 議事

令和3年5月19日開催

### ○議 案

- 議案第19号 工事請負契約の締結について―旧笹川西小学校解体工事―
- 議案第20号 四日市市立小中学校管理規則の一部改正について
- 議案第21号 四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

### ○協 議

- 令和3年度教科用図書採択のスケジュールについて
- 第4次四日市市学校教育ビジョンについて

### ○報 告

- 令和2年度繰越事業について

議案第 20 号

四日市市立小中学校管理規則の一部改正について

四日市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和3年5月19日提出

四日市市教育長 葛 西 文 雄

四日市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

四日市市立小中学校管理規則(平成13年四日市市教委規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1から4まで(略) <u>(令和3年度の休業日に関する読替え)</u> 5 <u>令和3年度に限り、第3条第1項の規定の適用については、同条同項第4号中「8月31日」とあるのは「8月29日」と、同条同項第5号中「12月24日」とあるのは「12月25日」と読み替えるものとする。</u>	附 則 1から4まで(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<議案参考資料>

議案第20号 四日市市立小中学校管理規則の一部改正について

1 背景

本市では、昨年度、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業を4月15日から5月17日まで実施した。その後の夏季休業・冬季休業日を短縮して授業日数を確保したことや、学習活動の工夫により、昨年度で1年間の教育課程を実施することができた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は未だ収束せず、令和3年度も児童生徒において感染者が発生し、臨時休校となる場合や該当児童生徒が長期間自宅待機となる場合が見られる。このような場合の学習活動への影響を考慮して、誰一人取り残すことのない学びを保障するために、必要な指導時数を確保する必要がある。

以上のことから、規則の一部を改正する。

2 改正内容

令和3年度に限り、四日市市立小学校、中学校の夏季休業日及び冬季休業日を以下のとおり変更する。

夏季休業日「7月21日から8月31日まで」を「7月21日から8月29日まで」

冬季休業日「12月24日から翌年1月7日まで」を「12月25日から翌年1月7日まで」

3 施行期日

公布の日から施行

(休業日)

第3条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- (2) 週休日
- (3) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで
- (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで
- (6) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで
- (7) その他委員会の必要と認める日
- (8) 前各号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認め委員会の承認を得た日

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 第33条第1項の規定にかかわらず、学級の数が12以上の学校については平成15年3月31日までの間、学級の数が11以下の学校にあっては当分の間、司書教諭をおかないことができるものとする。  
(楠町との合併に伴う経過措置)
- 3 平成17年2月7日前に、学校の管理に関する規則(昭和33年楠町教育委員会規則第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。(追加〔平成17年教委規則8号〕)  
(令和2年度の休業日に関する特例)
- 4 令和2年度に限り、第3条第1項の規定の適用については、同条同項第4号中「7月21日」とあるのは「8月1日」と、「8月31日」とあるのは「8月23日」と、同条同項第5号中「12月24日」とあるのは「12月26日」と読み替えるものとする。

議案第 21 号

四日市市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例  
(平成26年四日市市条例第24号) 第4条の規定に基づき、次の5名をいじめ問題  
対策連絡協議会委員に委嘱し、又は任命する。

令和3年5月19日提出

四日市市教育長 葛西文雄

新村 幸治

西村 園子

金山 昌宏

森 達也

内村 信彦

(発令者) 四日市市教育委員会

(任期) 令和3年6月1日から令和5年5月31日まで

<議案参考資料>

四日市市いじめ問題対策連絡協議会

根拠法令：いじめ防止対策推進法

四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例

任 期：下記のとおり

定 数：15名以内

No.	氏 名	役職・団体名等	任 期	備 考
1	新 村 幸 治	四日市南警察署生活安全課長	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	新任
2	佐 藤 大 志	四日市北警察署生活安全課長	令和2年6月1日～ 令和5年5月31日	
3	曾 野 昌 人	四日市西警察署生活安全課長	令和2年6月1日～ 令和5年5月31日	
4	余 吾 直 紀	北勢児童相談所家庭児童支援三課主幹	令和2年6月1日～ 令和5年5月31日	
5	黒 田 武 志	津地方法務局四日市支局総務課長	令和2年6月1日～ 令和5年5月31日	
6	上 野 尚 子	四日市人権擁護委員協議会会長	令和2年6月1日～ 令和5年5月31日	
7	西 村 園 子	四日市市立小学校長会代表（中部西小学校長）	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	新任
8	金 山 昌 宏	四日市市立中学校長会代表（山手中学校長）	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	新任
9	森 達 也	四日市市こども未来部青少年育成室長	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	新任
10	内 村 信 彦	四日市市教育委員会教育監	令和3年6月1日～ 令和5年5月31日	新任

< 議案参考資料 >

四日市市いじめ問題対策連絡協議会	
活動内容	いじめの防止等に関する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行う。
議論の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市におけるいじめの状況報告を行った。いじめ調査の質問項目に、オンラインゲームに関する記載を加えてはどうか、いじめ発見のきっかけがアンケート調査による割合が高いので、いじめについては学校が発見するしかないのではとの意見をいただいた。</li> <li>・事例検討を行い、各関係機関における対応や、連携の方法を共有した。</li> <li>・いじめられている児童生徒だけでなく、いじめている児童生徒へのアプローチも必要ではないかとの意見をいただいた。</li> </ul>
開催頻度	年間 1 回実施
政策の反映状況 や業務改善事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有について、多機関連携の円滑化のためには、情報を集約し、発信する「情報の中心機関」が必要となるため、学校が「情報の中心機関」となり、適切な連携体制を構築していく必要があることを確認した。</li> <li>・多機関が関係する事案が起こった際は、早期対応、早期解決のために、学校がコーディネーター的役割を担う必要があるため、教育委員会と連携し、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを活用するなど、多機関連携の円滑化を図っていかなくてはならないことを確認した。</li> </ul>



○いじめ防止対策推進法（抜粋）

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

○四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会  
条例（抜粋）

第2章 四日市市いじめ問題対策連絡協議会

（組織）

第4条 連絡協議会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから四日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係機関の職員
- (2) 本市の職員
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第4次四日市市学校教育ビジョンの全体構成（案）

**めざす子どもの姿**  
夢と志をもち、未来をつくるよっかいちの子ども

**生きる力**  
自立した人間としてたくましく  
生き抜くための力

**共に生きる力**  
他者と協働し、共に未来を切り  
拓いていく力

教育するなら四日市 ～四日市の子どもたちに身に付けてほしい能力～

学習や生活の基盤となる  
**言語能力**

社会人になっても通用する  
**問題解決能力**

情報社会に主体的に参画する  
**情報活用能力**

基本目標1 確かな学力の定着

施策	めざす子どもの姿・学校の姿	主な内容	検討中
(1) 主体的・対話的で深い学びの実現	基礎や基本を身に付け、自ら学び続ける力をもった子ども		
(2) ICT活用による個別最適で協働的な学びの充実	ICT機器を駆使して自分の学びに生かすことができる子ども		
(3) 読解力の育成	文章を正確に理解し、相手に適切に伝えることができる子ども	(例)「20の観点」の活用	
(4) 筋道立てて説明できる論理的思考力の育成	自分の考えや思いを筋道立てて説明できる子ども		
(5) 英語コミュニケーション能力の育成	多様な価値観や文化の中で、英語で考えを伝えることができる子ども	(例)民間検定の活用	
(6) 就学前教育の充実	身近な環境「もの」や「人」に関わり、自ら考え意欲的に遊ぶ子ども		

基本目標2 ところとからだの健全な育成

(1) 人権教育の充実	メディア・リテラシーが高く差別やいじめを許さない子ども	(例)メディア・リテラシーの養成	
(2) 道徳教育の充実	思いやりの心と規範意識に富み、深く考える力をもった子ども		
(3) 読書活動の充実	読書を通じて興味や関心を広げ、探究する力をもった子ども		
(4) 体力・運動能力の向上	自ら体を動かすことや運動が好きな子ども	(例)「新5分間運動」の活用	
(5) 健康教育の推進	生涯にわたって心と身体の健康を保持できる子ども		
(6) 食育の推進	学校給食を通じて、食の大切さと地元食材の良さを理解できる子ども		

基本目標3 よりよい未来社会を創造する力の育成

(1) キャリア教育の充実	自分を見つめ新たな目標に向かって意欲的に取り組む子ども		
(2) 四日市の資源を生かした教育の推進	地域やふるさとへの誇りと愛着をもった子ども	(例)久留倍官衙遺跡学習プログラムの活用	
(3) 持続可能な社会を目指す教育の充実	社会的な課題への問題意識を持ち、解決しようとする子ども		
(4) 防災対策・安全教育の推進	防災・安全への意識が高く、自らの確に行動できる子ども		

**四日市スタイル（質の高い公教育）**  
特に重視する3つの教育の方法

①新教育プログラムにより  
9年間を見通した小中連携教育  
を実施

②教員の働き方改革により  
一人ひとりの子どもと向き合  
う時間を確保

③ICTの活用により  
教室と社会をつなげ、その子に  
適した最適な学びを実現

基本目標4 全ての子どもの能力を伸ばす教育の実現

(1) 多様な学習形態による学びの質の向上	誰一人取り残さない学習環境づくりに取り組む学校		
(2) 特別支援教育の充実	一人ひとりの教育的ニーズに的確に 대응することができる学校		
(3) 日本語指導が必要な子どもへの指導の充実	グローバル社会に生きる力を育むことができる学校		
(4) 教育機会の確保	不登校や学力保障が必要な子どもに必要な支援ができる学校	(例)校内ふれあい教室の充実/タブレットを活用した自宅学習	
(5) 学校の規模等適正化	少子化が進む中で、子どもによりよい教育環境を実現できる学校		

基本目標5 学校教育力の向上

(1) 学校経営の充実	学校・家庭・地域がスクラムを組んで子どもを育成できる学校		
(2) 学校業務の適正化	業務改善が適切になされ、教職員が意欲的に働くことができる学校	(例)校務支援システムによる事務作業の効率化	
(3) 生徒指導の充実	子ども一人ひとりの成長を丁寧に支えることができる学校		
(4) 「学びの一体化」の推進	就学前から義務教育段階までの円滑で一貫した教育をめざす学校		
(5) 地域と協働した学校づくり	地域の伝統・文化を理解し、地域を大切にする心を育てる学校		
(6) 教師力の向上	高い専門性と指導力をもった教職員のいる学校		
(7) 学びを支える教育施設の整備	子どもたちが意欲的に学ぶことができる環境を備えた学校		

●内容については、第3次ビジョンの内容を仮置きしたものです。

めざす子ども像 メディア・リテラシーが高く差別やいじめを許さない子ども

人権問題を自らの問題と捉え、身近なことから取り組むとともに、主体的に自己選択・自己決定し、問題を解決する行動力の育成を図ることにより、子どもたちの現在及び将来における自己実現を目指します。

また、教職員の人権意識を高め、人権教育における指導力向上を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となった人権教育の推進を図ります。

<施策の内容>

(1) 子どもが主体となる人権学習の充実

- 子どもたちが身の回りにある人権問題を理解し、差別解消に向けて行動する主体者となっていくための指導方法等の研修機会を提供します。
- 各中学校区において、子ども人権フォーラムが系統的に位置付いた人権教育年間指導計画（人権教育カリキュラム）の作成を支援します。

(2) 教職員人権教育研修の充実

- 校内研修において、学校人権教育推進人材バンク登録者（人権教育リーダー育成研修受講者）等の活用を促し、人権教育に対する教職員の資質向上を推進します。
- 部落問題をはじめ、外国人・障害者・女性・子ども・性的少数者等の人権に関わるさまざまな問題の解決に向けた人権教育研修等に、OJTの促進を図ります。

(3) 地域とともに取り組む人権教育の推進

- 教育的に不利な環境に置かれた児童生徒の学力保障・キャリア形成をめざし、地域と協働した学習会等の取組を推進します。
- 地域と協働した人権学習活動等の取組を推進します。

学校での取組例

- メディア・リテラシー出前講座の活用
- 子ども人権フォーラムに向けた校内人権学習週間の設定
- 児童生徒の地域子ども教室への参加

【関連】新教育プログラム5 夢と志！よっかいち・輝く自分づくりプログラム



指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった児童生徒の割合	88.5%	98.5%

<様式>

基本目標〇

(タイトル)

めざす子ども像 (この項目において、ねらいとする子どもの姿を記載する)

(リード文)「ねらい」を受けて、施策の必要性を記載

<施策の内容>

(1)

- 
- 

今後、5年間を見通した施策の内容を記載

写真や図など

(2)

- 
- 

(3)

- 
- 

施策を受けて、学校で実際に取り組むことができるような内容を記載

学校での取組例

【関連】新教育プログラム〇

就学前

小学校

中学校

新教育プログラムとの関連がある施策については、就学前からのめざす姿を記載

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)

施策のゴールイメージを明確にするため、指標と現状値及び目標値を記載